

企業年金事務担当者 各位

各種届出様式への押印廃止のご案内

拝啓 時下ますますご御清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、基金業務に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
掲題の件につきまして、2021年4月1日付で「国税通則法の一部改正」が施行され
税務関係書類の押印が不要となることが法令上でも整備されましたので、当基金でも
一部の様式を除き押印が不要となりますのでご案内いたします。

敬 具

① 押印廃止となる様式

適用各種届出様式

加入者取得届	「加入者証」再交付願
加入者喪失届	取消訂正届(取得・喪失・月変)
標準給与等月額変更届	事業主関係変更届
加入者氏名変更(訂正)届	遅延理由書
算定基礎届	訂正理由書
加入者関係事項訂正届	降給理由書

- ▶ 上記の届書に「住商連合企業年金基金適用届送達状」を添付してください。
- ▶ 業務委託している事業所様につきましては、下段に社会保険労務士欄に業務委託先と担当者名をご記入ください。
- ▶ 基金からお返しする決定通知書につきましても押印廃止とさせていただきます。

給付各種届出様式

一時金(老齢給付金)裁定請求書の本人印
老齢給付金(一時金)裁定請求書の本人印
退職所得の受給に関する申告書の本人印

- ② 様式につきましては、新用紙が準備でき次第、ご連絡致しますので、
お手元にある様式(押印あり)をご使用ください。
押印なしで ご提出いただいた場合でも受け付け致します。

③ 実施開始年月日

2021年6月1日の受付分より

- ④ 業務委託をしている事業所様につきましては、**委託先(社会保険労務士事務所等)に必ずご連絡願います。**

<基金からはご連絡いたしておりません。>